

公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）給付要綱

平成26年7月24日
教育庁財務福利課
平成30年7月1日
教育庁高校教育課

（趣旨）

第1条 県は、低所得世帯の公立高等学校等に在学する高校生等の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、予算で定めるところにより、高校生等の保護者等に対し奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付についてはこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「公立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等で次の各号に掲げるものとする。

- （1） 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等
- （2） 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- （3） 地方公共団体の設置する専修学校

2 この要綱において「高校生等」とは法第5条第1項に規定する受給権者及び高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者をいう。

3 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同法施行規則第2条第2項に規定する者をいう。

（対象者）

第3条 給付金の対象となる者は、当該年度の7月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号の全てに該当する高校生等の保護者等とする。

- （1） 公立高等学校等に在学している者
- （2） 保護者等が宮崎県内に住所を有する者
- （3） 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当である世帯に属している者

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当する当該高校生等の保護者等については給付金の対象としない。

- （1） 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、

見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者

(2) 法第2条に規定する高等学校等を卒業し又は修了した者

(3) 平成26年4月1日前から引き続き法第2条に規定する高等学校等に在学する者

(給付金の額)

第4条 給付金の支給対象経費及び支給額は、別表に定めるところによる。

(給付の回数)

第5条 給付金の給付は、1人の高校生等につき、年1回、通算3回（定時制及び通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高等学校修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる場合はこの回数に加えて最大で2回まで給付することができる。

(給付の申請)

第6条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年知事が定める期日までに、公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 保護者等の所得を証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

(給付金の決定)

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、給付を決定し、その旨を申請者に通知する。

(給付決定の取消し)

第8条 知事は、給付の決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により給付の決定を受けたときは、給付の決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、給付を受けた給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の予算に係る公立高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）から適用する。。

別表（第4条関係）

世帯類型	区分	支給額 (1人当たり年額)	支給対象経費
① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯	全日制 定時制 通信制	32,300円	授業料以外の教育に必要な経費
② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯 (①の世帯を除く。)	全日制 定時制	80,800円	
	通信制	36,500円	
③ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等がいる世帯	全日制 定時制	129,700円	

ただし、①以外の世帯において通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て36,500円とし、通信制以外の高校生等は全て129,700円とする。